

令和 7 年度 重要事項説明書

幼保連携型認定こども園

牧谷保育園

今年度末まで保存してください

令和7年度 牧谷保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 牧谷会	代表者名	理事長 近藤 茂
所在地	美濃市上野2番地2	電話番号	0575-37-2002

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園	施設の名称	牧谷保育園
施設の所在地	美濃市上野2番地2	管理者	園長 後藤 真紀
連絡先	電話番号・FAX	0575-37-2002	
認可定員	40人	開設年月日	昭和44年 4月 1日
利用定員 (30人)	3~5歳児 2号	1号 10人 2号 16人	1~2歳児 0歳児 3号 3人 3号 1人

3 施設の目的・運営方針

事業の目的	<p>〔幼保連携型認定こども園牧谷保育園〕</p> <p>牧谷保育園（以下当園という。）は、以下の運営方針に基づき、入園する乳児及び幼児（以下園児という。）に対し教育・保育を行うことを目的とします。</p> <p>(1) 当園は教育及び保育の提供にあたり、園児の最善の利益を考慮し、園児にとって最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。</p> <p>(2) 当園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行います。</p> <p>(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。</p> <p>当園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを位置付け、以下の保育理念、教育・保育方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に行うこととする目的とします。</p> <p>〔地域子育て拠点支援事業〕</p> <p>児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とします。</p>
理 念	<p>＜教育・保育理念＞</p> <p>子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>＜教育・保育方針＞</p> <p>恵まれた広い園庭、周りを山と川に囲まれた豊かな自然環境の中で“子ども本来の仕事”である「遊び」を通して『心身ともに明るくたくましい子』を育てる教育及び保育を実践します。</p> <p>＜教育・保育目標＞</p> <p>・明るく元気な子 　健康・安全など基本的な生活習慣を養う</p> <p>・思いやりのある子 　人との関わりの中で自主性、協調性を養う</p> <p>・粘り強く取り組める子 　さまざまな体験を通し、豊かな感性と創造性を培う</p>

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	503.67m ²
	園庭	1,530m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	503.67m ²
子育て支援棟	構造	木造
	延べ面積	116.77m ²

(2) 主な設備

園舎

設備	部屋数	備考	
乳児室・ほふく室	1室	保育室	3室
調乳室	1室	遊戯室（ホール）	1室
調理室	1室	絵本部屋・一時保育室	1室
沐浴場	2カ所	幼児用トイレ	4室
乳児用トイレ	1室	大人用トイレ	2室
その他	事務所・教材庫		

子育て支援棟

設備	部屋数	設備	部屋数
ホール	1室	和室	1室
教材庫	1室	幼児用トイレ	2室
大人用トイレ	1室	沐浴場	1カ所

5 職員体制 令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1人
副園長	教育・保育内容と園運営について職員を統括し、園長を補佐し、その他関係機関や地域との連携を図る	1人
主幹保育教諭	教育・保育内容と園運営について副園長を補佐し、地域との連携を図るとともに、教育・保育計画と記録・評価について全体を管理する。	1人
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	8人
支援センター担当	支援センターを運営し、支援センターの事業、計画の立案、実施、記録及び連絡等の業務を行う。	4人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	2人
バス運転手	保育園バスの運転・管理	1人
用務員	園舎及び園敷地内の清掃・整備等	2人

6 保育を提供する日

開園日	月曜日から金曜日	土曜日
開園時間	7:00~19:00	8:00~16:00
休園日	日曜日・祝日・12月29日から1月3日・園長が定めた日	
休園日等について	台風等で警報が発令された時や、災害その他緊迫の事情がある時、伝染病・感染症が発生した場合は、自宅待機・登園自粛となる場合があります。1号認定については、上記の他に夏季、冬季、年度始めと終わりの休業日、土曜日。	
その他	土曜保育については土曜保育利用申請が許可された場合に限ります。	

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育標準時間	7:00~18:00
2号・3号認定	延長保育時間	18:00~19:00
保育短時間認定	保育時間	8:00~16:00
2号・3号認定	時間外保育時間	7:00~8:00、16:00~19:00
教育時間認定	教育標準時間	9:00~15:30
1号認定	時間外保育時間	7:00~9:00、15:30~19:00

(1)保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供いたします（利用に当たっては別途利用者負担が必要となります）。

(2)保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の場合、8時から16時を保育時間とします。それ以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

(3)教育時間認定に係る教育時間

教育時間認定の場合、9時から15時30分を教育時間とします。それ以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は15時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします（利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

ただし、保育園バスを利用する場合は、通常かかる利用者負担金を免除させていただきます。

※時間外保育(1号認定、短時間認定)・延長保育(2、3号認定)は、30分につき50円の保育料を徴収させていただきます。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、教育基本法・児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の法令並びに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領（平成29年3月21日内閣府、・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

特定教育・保育及び時間外保育の提供

- 上記7に記載する時間において、教育・保育及び時間外保育を提供します。

(1) 低年齢児保育(概ね3か月～)・一時預かり保育・障害児保育・延長保育

(2) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）

(3) 地域子育て支援拠点事業「ひよこくらぶ」

- 児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

9 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法・・・自園調理とします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	給食費(月額)
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時半頃	保育料に 含まれています
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時半頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時半頃	
3歳児		11時30分頃	14時半頃	
4歳児		11時30分頃	14時半頃	
5歳児		11時30分頃	14時半頃	

(2) 食事の提供を行う日

- 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- 土曜日保育・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- 毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。

(3) アレルギー対応状況

- アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導表・診断書、緊急時個別対応表の提出が必要です。
- 除去食及び代替食に対応しています。

(4) その他衛生管理等

- 大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
- 日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています
- 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

- 支給認定を行った市町村が定める保育料を、牧谷保育園にお支払いただきます。
- 保育料の納入は口座振替払いとします。

ただし、納付書による現金納入をお願いすることもあります。

- 3歳以上児は幼児教育・保育の無償化により利用者負担金はありません。

(2) 給食費について・・・月額5,200円 口座振替払いとします(詳細は9-(1)の表に記載)

(3) 時間外保育に係る利用者負担金

- ・時間外保育の利用にあたっては、別途、利用者負担が必要となります。

30分につき50円の保育料（詳細は7-(1)～(3)に記載）

(4) 通園バス利用に係る利用者負担金 口座振替払いとします。

利用料	長子 月額 3,300円	下の子から2,100円
利用しない場合	月額 1,800円	未満児～年長児（運営協力金として）
随時利用	片道 100円	例）朝、帰り利用した場合・・・200円

(5) 保育の提供に要する実費に係るその他の利用者負担金等（実費負担）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
用品代	体操服・クレパス・粘土など園生活に必要な用品の補充等	実際に要した経費（実費）
卒園アルバム積み立て金 (年少児～年長児)	少人数のため、高額になることが予想されるため年少児から積み立てておく	毎月1,000円
保護者会費 (保護者会が管理します)	行事費・子供たちへのプレゼント・保護者保険代等	長子200円兄弟100円 ★4月に1年分を徴収

※(3)、(5)、バスの随時利用の料金については、毎月10日前後に集金袋にて徴収致します。

1 1 利用の開始について

教育・保育を提供するにあたり、本重要事項説明書等への同意をしていただく事が必要です。

1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2)児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、その他

1 3 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	三浦内科・糖尿病クリニック
医院長名	三浦 淳
所在地	美濃市松栄町5丁目75番地
電話番号	0575-31-4110

(2) 歯科

医療機関の名称	のぶた歯科クリニック
医院長名	信田普崇
所在地	美濃市大矢田568-1
電話番号	0575-46-9418

(2) 薬剤師

薬剤師名	古田明子
所在地	美濃市蕨生
電話番号	0575-34-8150

14 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に怪我や病状急変等の事態が発生した場合には、「保育児童個別記録票」に基づき、保護者の指定する医療機関又は受診可能な医療機関に連絡し、職員が付き添って受診します。また、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、治療や投薬の確認・保険証の提示が必要となりますので、保護者が医療機関に出向いていただくことを基本とします。緊急の場合については、救急車を呼んで対応します。

15 非常災害時の対策

火災や震災、洪水等の自然災害が発生した場合は、緊急避難場所（こども園又はその近隣）にて待機することが基本となります。状況によってはバス運行を中止します。緊急時の連絡は、携帯メールを配信します。通信の混雑や停電等により配信が困難な場合もありますので、震災などの緊急事態時には、速やかに保育園へお迎えに来ていただけるようお願いいたします。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
主な防災設備	・自動火災報知機	・誘導灯	・ガス漏れ報知機
避難訓練	・非常警報装置 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 避難訓練を毎月1回実施（地震・火災・土砂災害等）		

16 利用者に対する保険の種類等

当園では、以下の保険に加入し、対応します。

保険の種類	団体傷害保険
保険の内容	入院保険・通院保険・死亡後遺症
保険金額	1名あたり年額 1,900円

17 教育・保育に対する相談・要望・苦情

受付責任者	園長 後藤 真紀	電話・FAX	0575-37-2002
受付担当者	副園長 古田 英世	利用時間	8:30~ 17:30
受付方法	面接・電話・文書等により相談、苦情を隨時受け付けます。		

※ 当園では、上記のほか園玄関に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

18 個人情報の保護に関する基本方針

入所児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所・こども園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 本園での教育・保育において園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

19 虐待防止の為の措置

園児への虐待を防止するため、幼児教育・保育に従事する職員に、虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

20 登園における禁止事項

喫煙	当園の敷地内(駐車場含む)はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21 当園におけるその他の留意事項

当該重要事項説明書に定めるものの他、入所、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する文書等において提示するものとします。

なお、入園にあたっては以下の書類の提出が必要になります。

<全園児>

- (1) 牧谷保育園の入所に関する同意書
- (2) 個人情報使用同意書
- (3) 保育児童個別記録表

<アレルギーをお持ちの園児>

- (1) 生活管理指導表・医師の診断書等、園が用意する書類
- (2) 緊急時個別対応表（食物アレルギー）

<長時間保育・延長保育利用の園児>

- (1) 長時間・延長保育利用申請書

<土曜保育利用の園児>

- (1) 土曜保育利用申請書

<希望保育利用の園児>

- (1) 希望保育利用申請書

<薬を持って登園する場合>

- (1) 与薬依頼書

重要事項説明同意書

当園に入園・進級されるにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和7年 月 日

施設名：社会福祉法人 牧谷会

幼保連携型認定こども園 牧谷保育園

説明者職名：園長 後藤 真紀

私は、本書面に基づいて牧谷保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和7年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・牧谷保育園が作成した電子記録（ホームページ）、その他新聞記事や牧谷保育園が許可する情報に、園児の名前・活動写真が掲載されること。

(同意できないものについては職員にお尋ねいただき、その意思をお伝えください。)

社会福祉法人牧谷会 牧谷保育園

園長 後藤 真紀 様

令和7年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

児童から見た続柄：